

～空家等への立入調査を実施しました～ @朝日村

●派遣内容

今年度、朝日村では特定空家等と思われる物件1件を略式代執行により除却する予定です。

今回は、該当の空家が特定空家等に指定される基準に達しているかの判定のため、立入調査を実施していただきました。

●派遣状況

特定空家等判定調査票を使用し、4つの判定基準（①倒壊等著しく保安上危険となる状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態）の各項目ごとにチェックを付けていく方法で調査を行っていただきました。



«今後の対応»

今回の立入調査の結果を朝日村空家等対策協議会で報告し、特定空家等に認定された場合、除去工事（略式代執行）に向けて準備を進めていきます。